

公益社団法人岩手県看護協会

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本的な考え方

公益社団法人岩手県看護協会（以下、「本会」という。）が設置・運営する訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）は、利用者及び職員の健康と安全の確保に資するため、次に掲げる感染症の予防及びまん延防止（以下、「予防等」という。）に努めるものとする。

2 感染症

予防等に努める感染症は、以下のとおりとする。

(1) 集団感染を引き起こす可能性がある感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
(2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
(3) 血液、体液を介して感染する感染症	肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3 役職員の責務と役割

- (1) 本会における感染症の予防等に係る取組みの責任者は、会長、専務理事、事業所の運営指導を担当する常務理事（以下、「担当常務理事」という。）及び各事業所の所長とし、統括責任者は会長、副統括責任者は担当常務理事、各事業所における責任者は当該事業所の所長とする。
- (2) 各責任者は、感染症の感染拡大は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、本会が行う事業経営に大きな困難をもたらすことを十分に認識し、専任の担当者として感染症の予防等に取り組むものとする。
- (3) 事業所の職員は、利用者の安全管理の観点から感染対策は極めて重要であることに留意し、サービスの提供と予防等に努めるものとする。

4 推進組織

- (1) 本会における感染症の予防等に係る取組みについての検討・協議調整や情報の共有（以下、「協議等」という。）は、訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所所長会議（以下、「所長会議」という。）において行うものとする。
- (2) 所長会議における協議等は、年 2 回、定期的に行うものとする。また、必要がある場合は、臨時に所長会議を開催して行う。
- (3) 会長は、その必要があると判断した場合は、オブザーバーとして有識者を所長会議に招聘し、感染症の予防等に係る取組みについての助言や指導を仰ぐことができるものとする。
- (4) 所長会議においては、主に以下のことについて協議等を行うものとする。
 - ア 感染症の予防等のための指針の整備及び見直しに関すること
 - イ 感染症の予防等のための推進組織に関すること
 - ウ 感染症の予防等のための取組みや基本的な対応・対策に関すること
 - オ 感染症の予防等のための職員研修の実施に関すること
- (5) 所長は、所長会議の開催結果を職員に周知するものとする。

5 感染症の予防等のための取組み等

感染症の予防等のための主な取組みや基本的な対応・対策は、次のとおりとする。

- (1) 平常時 別紙1のとおり。
- (2) 発生時 別紙2のとおり。

6 職員研修等の実施

- (1) 本会は、感染症の予防等のための職員研修を、原則年1回以上実施することとし、所長及び職員は、積極的にこれに参加するものとする。
- (2) 研修の実施内容は、担当常務理事が所長の意見を踏まえて企画する。
- (3) 所長は、本会が実施する研修のほか、外部機関が主催する研修にも職員を積極的に参加させるものとする。
- (4) 所長は、事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。
- (5) 所長は、新たに職員を採用した場合は、当該職員に対し感染症の予防等に係る研修を行うものとする。

附 則

この指針は、令和6年3月11日より施行する。

別紙1 平常時の取組み等

取組み等	内 容
(1) 利用者の健康管理	<p>職員は、利用者の健康管理のため、以下を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス提供開始時における感染症既往歴やワクチン接種歴等の把握 ② サービス提供時における利用者の体調把握、通常と異なる症状が認められた場合の医師への速やかな報告 ③ 利用者及びその家族への標準的な感染予防策の説明、説明後の対策の実施状況の把握
(2) 職員の健康管理	<p>所長は、職員の健康管理のため、以下を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 採用時における感染症既往歴やワクチン接種歴等の把握 ② 定期健診の確実な受診、ワクチンの確実な接種 ③ 職員の体調の把握 ④ 職員や職員の家族が感染症に感染した場合の対応の説明 ⑤ 研修等を通じた自己管理の重要性についての啓発
(3) 標準的な感染予防策	<p>所長及び職員は、標準的な感染予防策として、以下の対策を講じるものとする。</p> <p>ア 職員の感染予防策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手洗い、手指消毒の実施 ② 個人防護具の使用 <p>イ 利用者の感染予防の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常的な手洗い習慣が継続できるよう支援 ② 認知症等により清潔行為の実施が難しい場合は、手洗いの介助、拭き取り等 <p>ウ 衛生資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 十分な必要物品（アルコール、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）を確保し管理
(4) 衛生管理	<p>所長及び職員は、衛生管理に必要な以下の対策を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所内を清潔に保つための整理整頓、清掃の実施 ② 換気の実施

別紙 2 発生時の取組み等

取組み等	内 容
(1) 発生状況の把握	<p>所長及び職員は、感染症が発生した場合や、発生が疑われる状況が生じた場合は、以下により速やかに報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者と職員の症状の有無等について、速やかに所長に報告 ② 所長は、職員から報告を受けた場合は、他の職員と情報を共有するとともに、担当常務理事に報告
(2) 感染拡大の防止	<p>所長及び職員は、感染症が発生した場合や、発生が疑われる状況が生じた場合は、その拡大を防止するため、以下の対応・対策を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員を介して感染が拡大しないよう、自身の手洗いや手指消毒等を徹底 ② 必要に応じて事業所内を消毒 ③ 必要に応じて感染した利用者に対してサービス提供を行った職員は自宅待機
(3) 関係機関との連携	<p>所長及び職員は、感染症が発生した場合や、発生が疑われる状況が生じた場合は、関係機関との間で以下の報告等を行なう。</p> <p>ア かかりつけ医・協力医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認 ② 診療を依頼 ③ かかりつけ医・協力医療機関からの指示内容を事業所内で共有 <p>イ 保健所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 疾病の種類、発生状況により、必要に応じて感染者及び感染疑い者の状況（人数、症状、施設における対応状況）等を報告 ② 上記の報告に対する指示を確認し、全職員で共有 <p>ウ 市町村や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 疾病の種類、発生状況により、必要に応じて感染者及び感染疑い者の状況（人数、症状、施設における対応状況）等を連絡 ② 上記の連絡に対する指示を確認し、全職員で共有するとともに、担当常務理事に報告